

別紙 4

草地生産性向上対策のうち飼料作物優良品種利用推進の 事業細目及び具体的な手続き等について

畜産生産力・生産体制強化対策事業実施要領（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生畜第 1874 号生産局長通知）の本文（以下「実施要領」という。）第 2 の 3 の（2）の生産局長が別に定める各事業の細目及び具体的な手続き等は、次のとおりとする。

第 1 定義

本事業において、次の 1 から 4 までに掲げる用語の定義は、当該 1 から 4 までに定めるところによる。

- 1 飼料作物等 単年生牧草、永年生牧草、飼料用とうもろこし、ソルガム、飼料用稲をいう。
- 2 飼料生産組織等 コントラクターや TMR センター等飼料作物の生産及び供給並びに関連する作業を受託している組織をいう。
- 3 優良品種 飼料作物優良品種種子利用促進要領（昭和 50 年 4 月 21 日付け 50 畜 B 第 233 号農林水産省畜産局長通知）第 1 の 1 に基づき都道府県知事が指定する品種であって、品質の証明をうけたもの（以下「奨励品種」という。）及び奨励品種と同等以上の能力を有すると見込まれるものをいう。
- 4 高能力新品種 飼料作物等の新品種（系統を含む）のうち、優良品種として戦略的に普及させることが必要なものをいう。

第 2 事業の内容

1 飼料増産強化推進対策

（1）飼料作物等高能力新品種の迅速な普及の促進

高能力新品種を普及させる体制を整備するため、次に掲げる取組を行うものとする。

ア 高能力新品種地域ブロック選定調査

高能力新品種の選定を効率的かつ迅速に行うため、気象条件等が類似した地域ごと（以下、「地域ブロック」という。）に試験地を配置した上で、各地域ブロックの気象条件等に適合する高能力新品種の選定のための調査を行う。

イ 高能力新品種選定検討全国会議

高能力新品種の全国的な普及を効率的かつ迅速に行うため、高能力新品種地域ブロック選定調査の企画、調整及び結果の取りまとめ等を行う全国会議を開催する。

ウ 高能力新品種の普及推進

生産現場のニーズを踏まえた迅速な普及推進や、飼料生産組織等と連携した取組を行うための委員会、現地検討会の開催、選定調査により選定する高能力新品種について、実証展示ほの設置を行う。

- エ 高能力新品種原種子等の増殖
種子の増殖が困難な高能力新品種の普及を図るため、原種子等を増殖し、配布を行う。
 - (2) 飼料作物等優良品種種子の普及・安定供給推進
飼料作物等優良品種種子の普及・安定供給推進を図るため、次に掲げる取組を行うものとする。
 - ア 採種適地等の状況及び種子の品質の調査
海外の採種適地等の状況に関する情報収集・調査及び国内外で採種された種子の品質調査を行う。
 - イ 種子安定供給連絡会議の開催
品種育成者、種子増殖関係者等から構成される種子安定供給連絡会議を開催し、種子の安定供給推進方策の検討及び種子の生産流通状況に関する情報交換を行う。
 - (3) 飼料作物生産技術向上推進
飼料作物生産技術の向上を図るため、次に掲げる取組を行うものとする。
 - ア 飼料生産技術指導者等育成研修会の開催
飼料生産技術指導者及び放牧技術指導者を育成するための研修会等を開催する。
 - イ 栽培技術及び放牧技術の普及・指導に係る研修会の開催
栽培技術及び放牧技術の普及・指導のための研修会の開催、実証展示ほの設置等を行う。
 - (4) 飼料生産拡大推進
飼料増産に係る関係者が一体となった飼料増産に係る運動を展開するとともに、自給飼料増産の重要性の啓発及び普及を図るため、次に掲げる事業を行うものとする。
 - ア 自給飼料増産に係る技術情報等の発信
自給飼料増産に係る技術情報等を発信するとともに、発信結果について分析を行う
 - イ 飼料増産に係る推進会議等の開催
自給飼料増産の重要性の啓発及び普及並びに飼料増産に係る推進計画策定のための会議を開催する。
 - ウ 啓発普及活動の実施
自給飼料増産の重要性の啓発及び普及を図るため、パンフレット及び資料の配布等を行う。
 - エ 実態調査の実施
飼料生産状況を把握するための実態調査及び当該調査を行うための検討委員会を開催する。
- 2 飼料生産組織等従事者技術向上対策
- (1) 自給飼料生産技術の研修
飼料生産組織等の効果的な運営に必要な知識及び技術を有した人材を育成す

るため、次に掲げる研修を実施するものとする。

ア 飼料生産組織等従事者技術基本研修

飼料生産組織等で飼料生産等に従事する際に必要な基礎知識（飼料作物等の栽培や収穫方法、飼料の調製方法、組織運営方法等）の習得を目的とする研修

イ 飼料生産組織等従事者技術実地研修

飼料生産組織等で飼料生産等に従事する際に必要な専門技術（トラクター、コンバイン等の農業機械の運転、管理及び修繕技術、飼料調製機械の利用技術等）の習得を目的とする研修

(2) 研修対象者

研修の対象者は、農業に従事した経験を有し、かつ、飼料生産組織等で飼料生産等に従事することが確実である者とする。

(3) 研修効果の確認

事業実施主体は、研修が確実に実施されたことを確認するため、研修生を対象として研修終了時に効果測定を実施するものとする。

3 飼料作物等種子保管対策

(1) 飼料作物等種子の安定供給

全国的な飼料作物等種子の安定供給を図るため、優良品種の種子の保管等に係る計画を策定し、次に掲げる事業を実施するものとする。

ア 少量需要等品種、リスク分散用品種及び難採種性品種種子の保管

特性が優れており、普及が見込まれる新品種であるものの、需要予測が困難であること、利用対象地域が限定されること等により単年当たりの種子需要が少ないことにより、まとめて増殖したうえで複数年の保管が必要な品種（以下「少量需要等品種」という。）、自然災害等を含む気象変動に備えた取組を促進するための種子供給を確保する上で複数年に渡り保管すべき品種（以下「リスク分散用品種」という。）及び採種が難しく不作に備えて複数年に渡り保管すべき品種（以下「難採種性品種」という。）種子の保管等を行い、必要に応じ供給する。

イ ア以外の飼料作物等品種種子の保管等

ア以外の全国的な飼料作物等の優良品種種子の安定供給を図るため、主要な飼料作物品種について、種子の保管等を行い、必要に応じ供給する。

(2) 飼料作物等種子保管の推進

(1)の事業実施に必要な計画等を策定するため、学識経験者等によって構成される会議を開催するとともに、種子需要把握のための調査等その他必要な活動を行うものとする。

第3 事業実施主体

1 実施要綱別表の事業実施主体欄の生産局長が別に定めるものは、次の(1)及び(2)のとおりとする。

(1) 次のアからエまでに掲げる要件を満たすもの

- ア 全国的な観点から全国的な観点から本事業の目的を達成するための検討会等の実施が可能であること
 - イ 自給飼料施策に精通しており、自給飼料の生産、給与等について必要な知識及び専門技術について豊富な知見を有していること
 - ウ 試験研究機関、都道府県等との連携の下、全国的視点で技術の普及・推進をすることが可能であること
 - エ 本事業に係る会計処理等について、適切な事務能力を有すること
- (2) 次のアからケまでのいずれかに該当するもの
- ア 民間企業
 - イ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人（定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）
 - ウ 事業協同組合又は事業協同組合連合会（定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）
 - エ 学校法人
 - オ 特定非営利活動法人
 - カ 独立行政法人
 - キ 特殊法人
 - ク 認可法人
 - ケ 協議会（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあり、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有しているものに限る。）
- 2 事業実施体制には、申請者の所属する民間団体等とは別に、申請者とともに事業の実施に責任を有する分担事業者（所属する当該民間団体の代表権者の承認を得ている者に限る。）を置いた民間団体等を含めることができるものとする。

第4 事業の要件

1 飼料作物優良品種利用推進計画の策定

事業実施主体は、実施要綱第3の1の事業実施計画を別紙4様式第1号により飼料作物優良品種利用推進計画（以下「推進計画」という。）を策定し、その目標達成に向け取り組むものとする。

2 事業の目標は、以下に定めるとおりとする。

(1) 飼料増産強化推進対策

全国で30カ所以上の実証展示ほ場の生産・利用状況についてとりまとめ、情報発信するとともに、フィードバック結果を分析すること。

(2) 飼料生産組織等従事者技術向上対策

飼料生産等に従事するために必要な研修にて150名以上の参加を受け入れ、研修内容の理解度を深めるための検証を行うこと。

(3) 飼料作物等種子保管対策

計画に基づく飼料作物等種子の保管を行い、事業実施年度において直近2か年度の平均数量以上の飼料作物等種子の供給を行うこと。

第5 事業実施の手続

- 1 事業実施主体候補者の選定は、生産局長が別に定める公募要領（以下「公募要領」という。）により行うものとする。
- 2 事業実施主体候補者は、計画承認申請書（別記様式1号）に推進計画（別紙4第1号）等必要な書類を添付し、生産局長に提出して、その承認を受けるものとする。
なお、公募要領に基づき選定された事業実施主体については、実施要綱第3の1の事業実施計画の承認を受けたものとみなす。

第6 事業の着手

- 1 事業実施主体による本事業の着手については、原則として、補助金の交付決定後に行うものとする。ただし、実情に応じて事業の効率的な実施を図る上で緊急、かつ、やむを得ない事情がある場合にあっては、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても事業に着手することができる。この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
- 2 1のただし書きにより交付決定前に事業に着手する場合において、事業実施主体は、あらかじめ生産局長の適正な指導を受けた上で、生産局長に対し、別紙4第2号により交付決定前着手届を提出するものとする。
- 3 生産局長又は地方農政局長は、事業実施主体が1のただし書きに基づいて補助金の交付決定前に事業に着手する場合には、事前のその理由等を十分に検討して、交付決定前に着手する範囲を必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても、必要な指導を十分に行うことにより、本事業が適正に行われるようにするものとする。
- 4 事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

第6 事業実施状況の報告

事業実施主体は、事業の実施状況について、事業完了後速やかに実施状況報告書（別記様式3号）に別紙4様式第1号に準じて作成したものを添付し、生産局長に提出するものとする。なお、畜産生産力・生産体制強化対策事業費補助金交付要綱（平成31年4月1日付け30生畜第1625号農林水産事務次官依命通知。）第15の実績報告書を提出している場合であって、実績報告書から内容に変更がないときは、これをもって事業実施状況の報告に代えることができるものとする。

第7 事業実施結果の評価

- 1 事業実施主体は、成果目標の達成状況について、事業実施年度の翌年度の8月末日までに事業評価報告書（別記様式4号）に別紙4様式第3号を添付し、生産局長に提出するものとする。
- 2 生産局長は、事業評価書の内容を点検し、成果目標が達成されていないと判断した場合、事業実施主体に対し、別紙4様式第4号により改善計画を提出させ、目標達成

に向け必要な指導等を行うものとする。なお、点検にあつては外部有識者の意見を求めることができるものとする。

第8 助成の対象

- 1 実施要領第6の事業ごとの助成対象となる経費は、別紙4別表に記載するとおりであつて、本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ証拠書類によつて金額等が確認できるものに限るものとする。
- 2 申請できない経費
次の経費は、事業の実施に必要であるかどうかにかかわらず、申請できないものとする。
 - (1) 建物等施設の建設、不動産取得に関する経費
 - (2) 事業支援者等に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、ボーナスその他の各種手当）
 - (3) 事業の期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
 - (4) 事業終了後も利用可能な汎用性の高い備品の購入経費
 - (5) その他当該事業の実施に直接関連のない経費
 - (6) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）
 - (7) 支払いが翌年度となる経費（賃金など前月分の実績を元に、支払いが翌月に発生する経費を除く。）

別紙4別表

事業内容	取組内容	助成範囲
1 飼料増産強化推進対策	1 飼料作物等高能力新品種の迅速な普及の促進に係る経費 2 飼料作物等優良種子の普及・安定供給推進に係る経費 3 飼料作物生産技術向上推進に係る経費 4 飼料生産拡大推進に係る経費	
2 飼料生産組織等従事者技術向上対策	1 飼料生産組織等で飼料生産等に従事するために必要な基礎知識を習得するための研修開催に係る経費 2 飼料生産組織等で飼料生産等に従事するために必要な専門技術を習得するための研修開催に係る経費	
3 飼料作物等種子保管対策	1 少量需要等品種、リスク分散用品種及び難採種性品種種子の保管等に係る経費 2 1以外の飼料作物等品種種子の安定供給のための保管等にかかる経費 3 種子需要量の把握や、保管計画の策定を行うための会議の開催等にかかる経費	

別紙4様式第1号

飼料作物優良品種利用推進計画(平成〇〇年度(西暦〇〇年度))

1 事業実施主体の概要

事業実施主体名	
所在地	
代表者	

2 総括表

事業名	事業内容				事業費	負担区分		事業の委託	備考
	対策活動等	対象(者、地域等)	事業量	単価		国庫補助金	事業実施主体		
(1) 飼料増産強化推進対策				円	千円	千円	千円	(1)委託先 (2)委託する事業の内容及びそれに要する経費	
	小計								
(2) 飼料生産組織等従事者技術向上対策	ア	飼料生産組織従事者技術基本研修			千円	千円	千円	(1)委託先 (2)委託する事業の内容及びそれに要する経費	
	イ	飼料生産組織従事者技術実地研修							
小計									
(3) 飼料作物種子等保管対策	ア	少量需要等品種、リスク分散用品種及び難採種性品種種子の保管等			千円	千円	千円	(1)委託先 (2)委託する事業の内容及びそれに要する経費	
	イ	ア以外の飼料作物等品種種子の保管等							
小計									
(4) 事業の推進	(1)から(3)の事業を実施するために必要な取組				千円	千円	千円		
	小計								
合計									

3 事業の目的

--

4 事業の内容

(1) 飼料増産強化推進対策

ア 飼料作物等高能力新品種の迅速な普及の促進

(ア) 高能力新品種地域ブロック選定調査

a 地域ブロック選定会議の開催

開催時期及び回数	参加員数	参集範囲	内 容	備 考
	(人)			

b 地域ブロック選定調査等の実施

調査(予定)場所 及び箇所数	調査期間	調査員数	内 容	備 考
		(人)		

(イ) 高能力新品種選定検討全国会議

a 品種選定検討全国会議の開催

開催時期及び回数	参加員数	参集範囲	内 容	備 考
	(人)			

b 品種選定検討全国会議成果報告書の作成

事業内容	事業量	作成内容	配布先	備 考
報告書	(部)			

(ウ) 高能力新品種の普及推進

a 普及推進委員会の開催

開催時期及び回数	参加員数	参集範囲	内 容	備 考
	(人)			

b 高能力新品種実証展示ほの設置

展示ほ設置場所 及び箇所数	展示ほ面積	草種及び品種	備 考
	(㎡)		

c 高能力新品種現地検討会の開催

開催時期及び回数	参加員数	参集範囲	内 容	備 考
	(人)			

(エ) 高能力新品種原種子等の増殖

採種ほ設置場所 及び箇所数	採種ほ面積	草種及び品種	採種(計画)量	備 考
	(㎡)		(kg)	

イ 飼料作物種子の普及・安定供給推進

(ア) 採種地適地等の状況調査

a 国内育成品種特性情報管理

項 目	品種特性情報管理内容	備 考

b 海外採種状況等調査の実施

調査場所	調査時期	調査箇所数	調 査 内 容	備 考
		(箇所)		

(イ) 種子品質調査(組換え体検査)の実施

調査時期	調査点数	調 査 内 容	備 考
	(点)		

(ウ) 種子安定供給連絡会議の開催

開催予定時期 及び回数	参加員数	参集範囲	検 討 事 項	備 考

	(人)			
--	-----	--	--	--

ウ 飼料作物生産技術向上推進

(ア) 飼料生産・放牧指導者育成

飼料生産指導者育成研修会等の開催

開催予定時期及び回数	予定地域	参加員数	参集範囲	指導・研修内容	備考
		(人)			

(イ) 飼料生産・放牧指導者による地域指導

開催予定時期及び回数	予定地域	参加員数	参集範囲	指導・研修内容	備考
		(人)			

(ウ) 栽培・放牧技術の普及

飼料作物栽培技術研修会等の開催

開催予定時期及び回数	予定地域	参加員数	参集範囲	指導・研修内容	備考
		(人)			

エ 飼料生産拡大推進

(ア) 自給飼料増産に係る技術情報等の発信

事業内容	対象	作成内容	備考
例：○○○（webコンテンツ）制作	例：○○向け		

(イ) 飼料増産に係る推進会議等の開催

開催時期及び回数	参加員数	参集範囲	内容	備考
	(人)			

--	--	--	--	--

(ウ) 飼料増産啓発普及

事業内容	事業量	作成内容 (普及・広告内容)	配布先	備考
パンフレット制作 飼料増産冊子制作 新聞広告 〇〇〇	部 部 回			

(エ) 飼料増産実態調査検討委員会

開催時期及び回数	参加員 数	参集範囲	内 容	備 考
	(人)			

(オ) 飼料増産実態調査

調査場所	調査時期 及び回数	調査員 数	調 査 内 容	備 考
		(人)		

(2) 飼料生産組織等従事者技術向上対策

ア 飼料生産組織従事者技術基本研修

(ア) 基本技術研修計画

研修期間	研修生数	研修機関名 及び場所	研修の内容	備考
	(人)			

(イ) 研修計画の詳細

(研修生の募集及び選抜方法、資料の作成方法、研修計画の詳細(研修内容、予定講師、スケジュール)、研修効果の測定方法等についての詳細を記述し、その積算を添付すること)
--

注：研修生受入れにかかる研修受入れ先への謝金については、12,600円/日・人、また、研修生を派遣する際に必要な代替人員確保に要する費用(技術者手当)については、9,010円/日・人をそれぞれ

ぞれ上限とする。

イ 飼料生産組織従事者技術実地研修

(ア) 実地研修計画

研修期間	研修生数	研修機関名 及び場所	研修の内容	備考
	(人)			

(イ) 研修計画の詳細

(研修生の募集及び選抜方法、資料の作成方法、研修計画の詳細(研修内容、予定講師、スケジュール)、研修効果の測定方法等についての詳細を記述し、その積算を添付すること)
--

注：研修生受入れにかかる研修受入れ先への謝金については、12,600円/日・人、また、研修生を派遣する際に必要な代替人員確保に要する費用(技術者手当)については、9,010円/日・人をそれぞれ上限とする。

(3) 飼料作物等種子保管対策

ア 飼料作物等種子の保管等の計画

区 分	草種名	保管重量 (t)	事業費 (円)					
				種子 保管費	入出 庫費	種子 検査費	保管損 耗費	その他
1 少量需要等 品種、リスク 分散用品種及 び難採種性品 種種子の保管 等								
小 計								
2 1以外の飼 料作物等品種 種子の保管等								
小 計								

合 計								
-----	--	--	--	--	--	--	--	--

注：保管重量の合計は「イ 種子保管費の内訳の保管重量」と同じようにすること。

イ 種子保管費の内訳

	保管重量 (A)	保管期間 (B)	保管単価 (C)	種子保管費 (A×B×C)
1 少量需要等品種、 リスク分散用品種 及び難採種性品種 種子の保管等 草種名 品種名	t			円
2 1以外の飼料作物等 品種種子の保管等 草種名 品種名	t			円
【記載例】				
品種A	100t	4月～3月	2,000円/t・月	2,400,000円
品種B	5t	4月～8月		50,000円
品種C	20t	4月～3月		480,000円
合 計	t			円

※ 同一品種でも保管期間が異なる場合は、分けて記載すること。

※ 保管重量の合計は、「ア 保管等の計画の保管重量」と同じようにすること。

ウ 事業費の内訳

費 目		備 考 (積算根拠など)
種子保管費		上記、種子保管費の内訳参照
1 少量需要等品種、リス ク分散用品種及び難採 種性品種種子	円	
2 1以外の飼料作物等 品種種子	円	
入出庫費		例：○t×△円/t
1 少量需要等品種、リス		

ク分散用品種及び難採種 性品種種子	円	
2 1以外の飼料作物等 品種種子	円	
種子検査費		例：□ t × ◇円 / t
1 少量需要等品種、リス ク分散用品種及び難採 種性品種種子	円	
2 1以外の飼料作物等品 種種子	円	
その他		
1 少量需要品等種、リス ク分散用品種及び難採 種性品種種子	円	
2 1以外の飼料作物等品 種種子	円	
事業費		
1 少量需要品等種、リス ク分散用品種及び難採 種性品種種子	円	
2 1以外の飼料作物等品 種種子	円	

注：事業費の積算根拠となる参考資料を添付すること。

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 宛て

事業実施主体名：

代表者の役職及び氏名：

印

(平成〇〇年度(西暦〇〇年度)畜産生産力・生産体制強化対策事業(草地生産性向上対策のうち飼料作物優良品種利用推進)の交付決定前着手届

畜産生産力・生産体制強化対策事業実施計画(草地生産性向上対策のうち飼料作物優良品種利用推進)に基づく事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

取組の名称	事業量	事業費	着手 予定日	完了 予定日	交付決定前に着手する理由

別紙4様式第3号

飼料作物優良品種利用推進事業評価報告書（平成〇〇年度（西暦〇〇年度））

1 実施事業の名称等

事業実施主体	事業名	事業内容	事業目的

（注）事業実施計画時に提出した事業名、事業内容及び事業目的を記載すること。

2 事業期間

事業開始日	事業完了年月日
年 月 日	年 月 日

3 事業の成果

（1）成果目標の達成状況

成果目標の具体的な内容		
成果目標の達成状況		
事後評価の検証方法		
事業の実施による効果		
事業計画の 妥当性	適切	(理由)
	不適切	
適正な事業 の執行	適正	(理由)
	不適正	

（注）1 「成果目標の具体的な内容」及び「事後評価の検証方法」の欄については、事業応募書に記載した「事業の成果・効果」及び「効果の検証方法」に沿って記入すること。

なお、「成果目標の達成状況」及び「事業の実施による効果」の欄については、可能な限り定量的に記入すること。

2 「事業計画の妥当性」の欄については、「適切」、「不適切」のいずれかに「○」を記入すること。また、その理由について記入すること。

3 「適正な事業の執行」の欄については、「適正」、「不適正」のいずれかに「○」を記入すること。また、その理由について記入すること。

（2）事業の成果品等

事業実施の成果品（報告書等）又は、事業の成果が確認できる資料等を添付すること。

農林水産省生産局長 宛て

事業実施主体名：
代表者の役職及び氏名： 印

畜産生産力・生産体制強化対策事業（草地生産性向上対策のうち飼料作物優良品種利用推進）の事業実施に関する改善計画について

平成〇〇年度（西暦〇〇年度）において実施した畜産生産力・生産体制強化対策事業（草地生産性向上対策のうち飼料作物優良品種利用推進）について、事業実施計画の成果目標の達成等状況が図られるよう、下記の改善計画を実施することとしたので報告します。

記

1. 事業の取組の経過

2. 事業実施計画の成果目標が未達となった理由及び達成に向けた取組

成果目標	〇〇年度における成果目標の達成率及び未達成となった理由等		目標達成に向けた取組
	達成率	未達成となった理由等	